

DMOの運営支援について

【担当省庁：国土交通省、観光庁】

1 DMOの安定的な運営財源の確保に向けた制度の構築

京都府では、①明確なコンセプトに基づく観光地域づくりの推進と、地域の「稼ぐ力」を引き出すため、②3つのDMOを設立した。

- (1) 海の京都DMO：H28. 6. 29設立
(一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社)
- (2) 森の京都DMO：H29. 3. 21設立
(一般社団法人 森の京都地域振興社)
- (3) お茶の京都DMO：H29. 3. 28設立
(一般社団法人 京都山城地域振興社)

国においては、設立及び運営に係る経費を一定期間、地方創生推進交付金で支援し、その後は自主財源での運営に移行させる方針であるが、国が目指す観光による地方創生の実現を図るためには、日本版DMOが安定的に運営できるよう、中長期的かつ継続的な取組を支援する仕組みが必要である。

京都府の担当課 企画理事(075-414-4372)
商工労働観光部 観光政策課(075-414-4877)

- DMOの運営費への国からの支援は段階的に縮小していく(地方創生推進交付金)
 - ▶ 地方創生交付金はH27年度から5年間で終了の見込み
 - ▶ また、段階的に交付金の充当を減額させていくよう求められている
 - ▶ 交付金が終了となっても、DMOの運営に対する自治体の負担金は継続する必要があるが、観光地域づくりの総合プロデューサーがDMOの役割であることから、海外の例(税の一部をDMOの運営に充てる)のように、国による制度構築が必要

- 京都府の地方創生推進交付金等の採択状況(市町村分も含む)
 - ▶ 立ち上げ期から初年度の運営について、国に支援いただいている

	H27(加速化交付金)10/10	H28(推進交付金) 1/2
海の京都DMO	443,399 千円	52,287 千円
森の京都DMO	241,518 千円	99,157 千円
お茶の京都DMO	242,725 千円	185,056 千円
合計	927,642 千円	336,500 千円

- その他の国の支援制度(観光地域ブランド確立支援事業)
 - ▶ 観光関連事業に対する助成(補助率4/10、観光圏整備法による観光圏指地域に限定)
 - ▶ 補助率が低く、地域が限定されている
(参考：H29年度に申請している事業)
 - (1)「ぐるっと丹後周遊バス」運行による交通形成・宣伝活動(3,110千円)
 - (2)全国観光圏推進協議会事業(794千円)

- 財政的な支援に加えて人的な支援も必要
 - ▶ DMOが自律的・継続的に活動するための安定的な運営資金の確保に加え、先進的な優良事例の共有化や地域での活用が有効なデータ提供等も含め、国による人的支援や助言・指導等が必要